

豊中市住居表示実施基準

第1. 住居表示の基準

1. 町の区域の合理化

本市の市街地における住居表示の方法は街区方式によるものとし、その区域に各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように町の区域の合理化につとめる。

(1) 町の境界

町の境界は、道路・河川・水路・軌道その他恒久的な施設又は建物によって区画する。この場合境界線は道路・河川・水路・軌道等の側線をとるものとする。

(2) 町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界線が複雑に入りくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画するものとする。

ロ 町の境界は、当該地域の性格及び形態並びに用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区があまり多くなかったり、少なくなったりしないように定めるものとする。

この場合の標準はおおむね次のとおりとする。

住居地域	10ヘクタール内外
商業地域	6ヘクタール内外
工業地域	20ヘクタール内外
その他	適宜

2. 町の名称の定め方

(1) 町の名称はできるだけ従来の名称に準拠して定める。新しい町街区が2以上の町又は字区域からなる場合は、その地域の特性、歴史、伝統、文化の上で由緒あるもの又は親しみ深く、語調のよいものを選択して定める。

(2) 当用漢字を用いる等読みやすく簡明なものにする。

(3) 本市の他の町名と同一のもの又はまぎらわしい類似の名称が生じないようにする。

(4) 町の名称として丁目をつける場合は、その利害損得を勘案して行うものとする。

なお、丁目数はおおむね4～5丁目程度にとどめることを適当とする。

3. 街区割り

(1) 街区は道路・河川・水路・軌道・その他恒久的な施設又は地物によって定めるものとする。

(2) 街区の規模は、道路側の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定める。

面積	0.3ヘクタール～0.5ヘクタール
戸数	30戸程度

4. 街区符号のつけ方

街区符号は数字を用い、市役所又は電鉄の駅を中心（以上「中心となる場所」という。）と定め、中心となる場所に最も近い街区を起点として順序よくつけるものとする。

5. 住居番号のつけ方

(1) 住居番号は、次の基準により建物その他の工作物（以下「建物等」という。）につけ、住居表示台帳として地図を作成するものとする。

イ 中心となる場所に近い街区の角を起点として原則として右まわりに街区の境界線を一定の間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り、住居番号の基礎番号となるべき番号（以下「基礎番号」という。）を当該間隔に順次つける。

ロ 住居番号は次の各号に該当する基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

(イ) 建物等の主要な出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。

(ロ) 建物等の主要な出入口が街区の境界線となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。

(ハ) フロンテージは10～15メートルとする。

(ニ) 街区の一辺にフロンテージに5メートル未満の端数が生じたときは、その部分は原則として直前のフロンテージに加えるものとする。

(2) 特殊な場合の住居番号は、次の基準によってつけるものとする。

イ 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、原則として若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

ロ 建物等に主要な出入口又は通路が二つ以上あるときは、市長の認定により、主要な出入口又は通路を一つ選定してその出入口が接し、又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

ハ 一街区の全部を公共施設又は一つの会社等で占められている場合で街区の状況から勘案して別個の建物等が建てこむ見込みのない街区については、フロンテージによらないで1号、2号というように住居番号をつけることができるものとする。

ニ 住居番号に同一番号が生ずるときは、住居番号に枝番号を付すことができるものとする。なお、枝番号は5の(1)イを準用し、順序よくつけるものとする。

6. 住居表示のしかた

5の(1)による場合、次の例による。

豊中市〇〇町(丁目)〇 番〇 号

町 名 街区番号 住居番号

略記例

豊中市〇〇町(丁目) 〇 - 〇
町 名 街区番号 住居番号

5の(2)の二による場合は次の例による。

豊中市〇〇町(丁目) 〇 番 〇 の 〇 号
町 名 街区符号 基礎番号 枝番号

略記例

豊中市〇〇町(丁目) 〇 - 〇 の 〇
町 名 街区符号 基礎番号 枝番号

7. 団地における住居表示の特例

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間会社等がある一定の区域をもった一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域（以下「団地」という。）における街区割、住居番号のつけ方及び住居表示の仕方について次のとおりとする。

(1) 街区割り

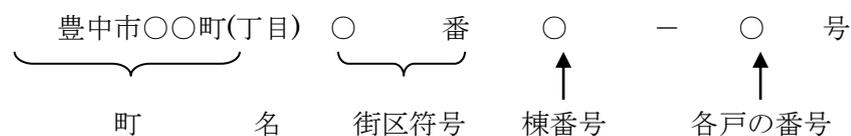
- イ 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して原則として幅員おおむね4メートル以上の道路によって区画された区域をもって一街区とする。
- ロ イの街区の中に団地設計によらない他の建物等がはいり込んで存在する場合には、その建物も含めて街区を画するものとする。
- ハ 団地の周辺地域の状況等を勘案して、イ及びロの方法によるよりも団地のみをもって独立の街区とした方が適当であると認められた場合は一団地を一街区とすることができるものとする。

(2) 住居番号のつけ方

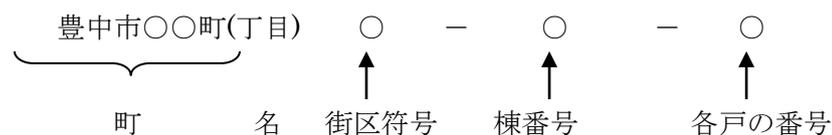
- イ 棟番号は中心となる場所に近い建物を起点として順序よくつけるものとする。但し、すでに棟番号（棟符号）が一定の基準により順序よくつけられているものについては、そのまま用いてもさしつかえないものとする。
- ロ 各戸の番号は一定の基準により順序よくつける。
- ハ 連続住宅又は共同住宅は中心となる場所にもっとも近い住戸を起点として一定の方向に順序よくつけるものとする。但し、すでに住戸の番号が一定の基準により順序よくつけられているものについては、そのまま用いてもさしつかえないものとする。
- ニ 連続住宅又は共同住宅以外の建物の住居番号については、当該地区の建物につけられる棟番号とまぎらわしくないように留意して5によりつけるものとする。

(3) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは次の例による。



略記例



8. 中高層建物の住居表示の特例

団地設計によらない中高層の建物で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに、倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので、住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは次のとおりとする。

(1) 住居番号のつけ方

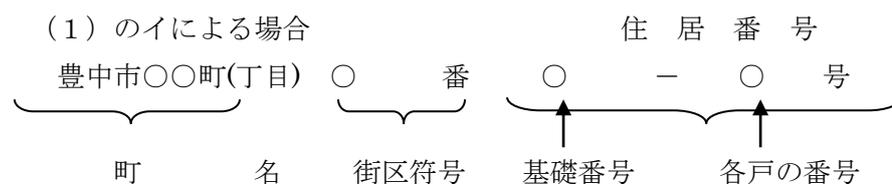
イ 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号を合わせて住居番号とする。

この場合、各戸の番号は一定の基準により順序よくつけるものとする。

ロ 一定の街区の中にある中高層建物が一定の基準により順序よくつけられている場合は 7 の団地の住居番号のつけ方に準じ、棟番号（棟符号）各戸の番号をもって住居番号とする。

(2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは次の例による。



(3) その他

中高層ではないが、一棟で数個の部分に独立していて、複数の世帯が居住可能な建物（共同住宅・ハイツ等）については、中高層建物と同様に住居表示の特例を適用することができる。

第2. 表示板の基準

1. 表示板の原則

住居表示を行なう区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という）並びに街区符号及び住居番号を記載した表示板（以下「住居表示板」という。）は、次の原則によるものとする。

- (1) 表示板は、読みやすくわかりやすいものであり、環境全般にわたるデザインの一環として街を美しくみせるものとする。
- (2) 表示板は町街区ごと（丁目が設けられている場合は丁目ブロックを含む）に地色を分け、町区域を明確にするものとする。
- (3) 町区域の地色の分け方は、隣接町と同色にならないように留意して適宜選定する。
- (4) 本市に表示板に採用する色は、別紙 1 の 8 色とする。

2. 街区表示板

街区表示板は次の基準によるものとする。

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は電話柱等にはりつけ、原則として表示板の下端が地上おおむね 1.6 メートルになるようにするものとする。この場合において、街区表示板の周辺 1 メートル以内に他の広告板等がないように留意して設ける。

(2) 寸法及び表記

寸法及び表記は別紙 2 によるものとする。

(3) 文字及び数字の書体

イ 町の名称に使用する文字の書体は、写真植字の「角ゴシック体」を用いる。

ロ 丁目数の表示は、一、二、三等の漢数字を用い、街区符号の表示は 1,2,3 等のアラビア数字でユニバースメデュウム書体を用いる。

(4) 文字、数字の色彩

文字及び数字の色彩は白色とする。

(5) 材質

材質は耐食アルミニウム合金 1 個 [5052] (52S)A. A] を用いるものとする。

(6) その他

国際観光の展で便宜をはかる意味から町の名称等をローマ字で表示しようとする場合は、街区表示板の下に別紙 3 の補助板をつけて行なうものとする。

ローマ字及び数字の書体は、ユニバースメデュウムを用い、色彩等については、街区表示板の側によるものとする。

3. 住居表示板

住居表示板は、次の基準によるものとする。

(1) 表示場所

住居表示板は、門柱又は玄関のおおむね 1.6 メートルの高さの歩行者から見やすい場所につけるものとする。

(2) 寸法及び表記

寸法及び表記は別紙 4 によるものとする。

(3) 数字の書体、色彩、材質

数字の書体、色彩、材質等については街区表示板の例によるものとする。

(昭和 43 年 1 月施行)

改正 (平成 23 年 4 月 1 日施行)

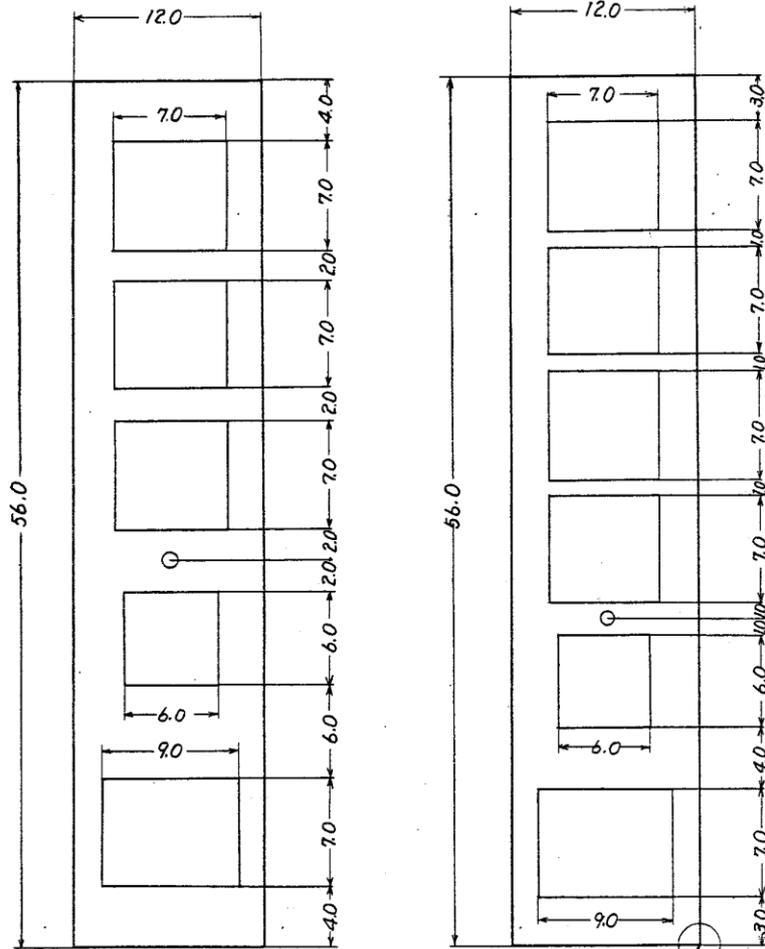
改正 (令和 4 年 12 月 19 日施行)

別紙 1 色彩指定

慣用色名表示 JIS 8102	マンセル表示
※灰 色	N 4.0
灰 味 赤	5R 5/2
※暗 い 茶	10R 4/5
黄 茶	10YR 5.5/4.5
※暗 い 黄 緑	5GY 5/5.5
※に ぶ 緑	10G 5/5.5
※暗 い 青	2.5PB 2.5/7
う す 青 紫	7.5PB 6/8

※は現行色彩

別紙 2 街区表示板

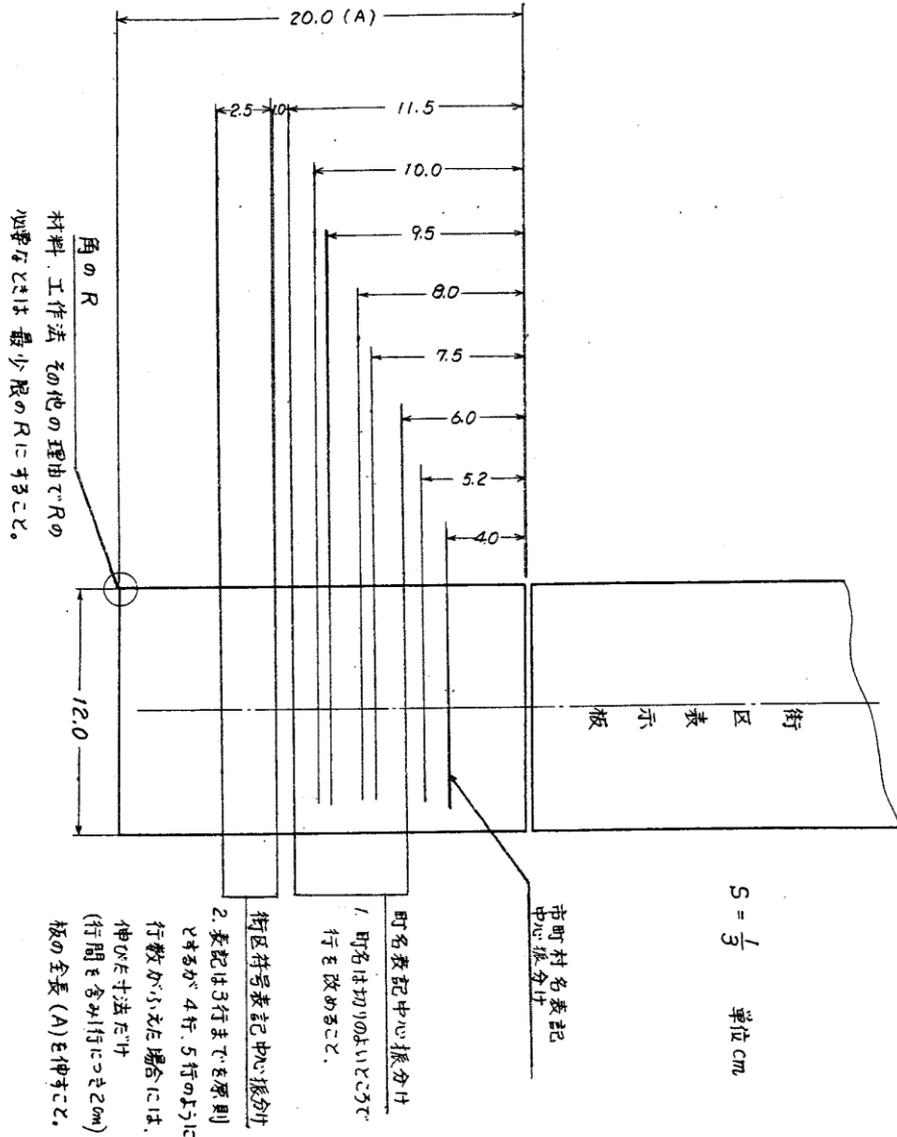


$S = \frac{1}{4}$
単位 cm

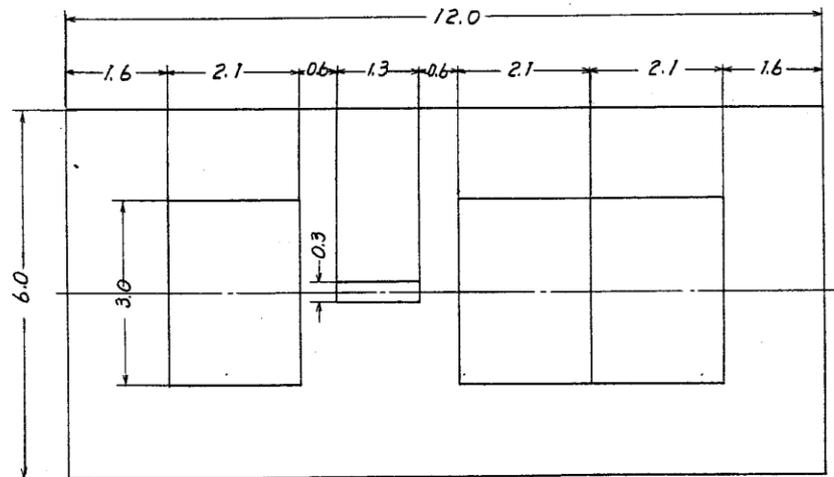
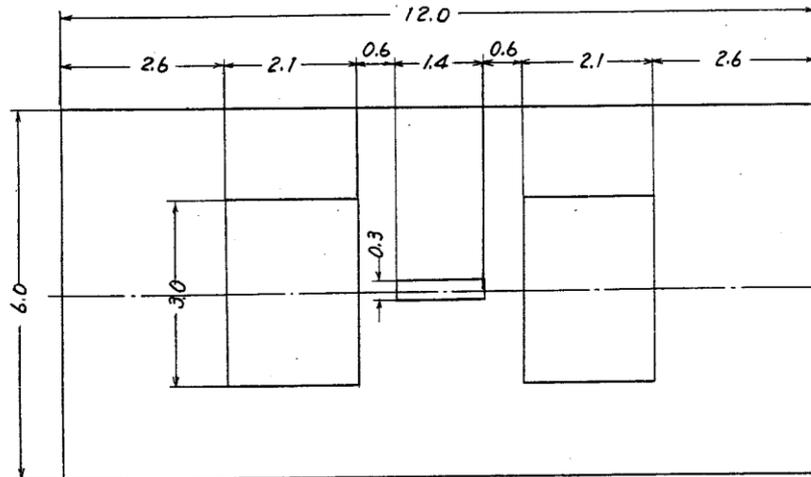
角のR

材料、工作法その他の理由でRの必要なときは、最少限のRにすること。

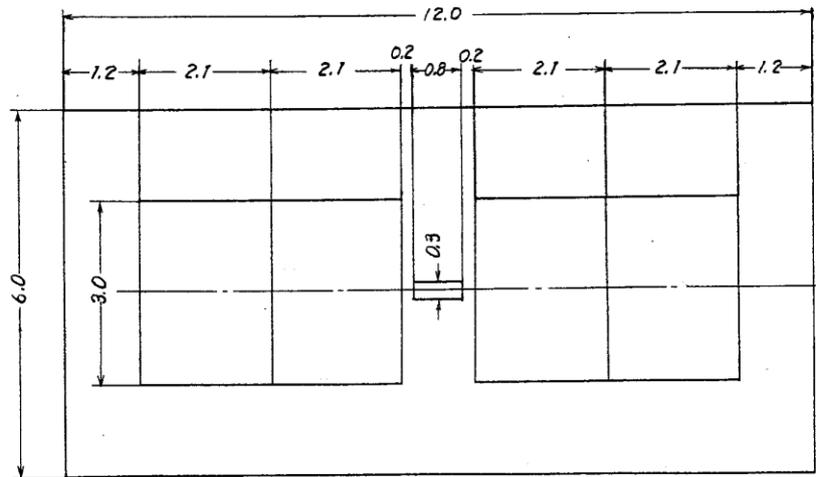
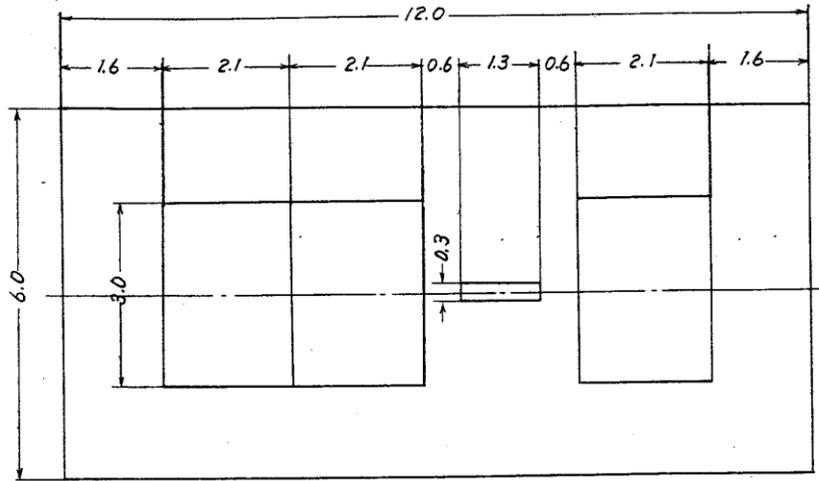
別紙 3 ローマ字による街区表示板



別紙 4 住居表示板



S = 原寸 単位 cm



S = 原寸 单位 cm

